

本人確認手続の参考例

第1 個人情報の開示請求手続における本人確認手続の概要

1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第2項

開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第11条第1項

- ① 運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- ② ①の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合には、開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長が適当と認める書類

3 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第11条第2項

開示請求書を送付して開示請求をする場合には、上記2の①、②の書類のいずれかの写し及び住民票の写し又は外国人登録原票の写しの提出

第2 旅券の申請手続における本人確認手続の概要

1 本人申請の場合

(1) 旅券法第3条第3項

都道府県知事は、申請者が人違いでないことを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところによりこれを立証する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

(2) 旅券法施行規則第2条第1項

- ① 日本国旅券、官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（運転免許証、船員手帳、海技免状、獵銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証、写真付き住民基本台帳

カード) 又は独立行政法人及び特殊法人がその職員に対して発行した身分証明書で写真をはり付けたもの

- ② ①の書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合には、
a の書類のいずれか 1 点と b の書類のいずれか 1 点。ただし、b の書類
を提示又は提出できない場合には、a に掲げる書類を 2 点
- a 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証、共済組
合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に
係る年金証書、共済年金若しくは恩給等の証書、一般旅券発給申請書
に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他都道府県知事がこれ
らに準ずるものとして特に認めるもの
- b 学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書
で写真をはり付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるも
のとして特に認めるもの

2 指定者を通じた申請の場合

(1) 旅券法施行規則第 3 条第 1 項

申請者本人が署名し、指定者の氏名等の記載のある申出書を都道府県知事
に提出又は提出しなければならない。

(2) 旅券法施行規則第 3 条第 2 項

都道府県知事は、出頭者が指定者であることを確認するために、出頭者に
ついて上記 1 の(2)の①、②と同じ書類の提示又は提出を求めることができる。
この場合において、指定の事実がないと疑うに足りる相当な理由がある
ときは、指定の事実を確認するに足る資料の提示又は提出を求めることができ
る。

第 3 金融機関との預貯金契約の締結等の取引における本人確認手続の概要

1 自然人が顧客で、顧客と直接取引する場合

(1) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（以下「本人確認法」 という。）第 3 条第 1 項第 1 号

金融機関は、顧客の運転免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で定
める方法により、自然人の氏名、住所及び生年月日の確認を行わなければな

らない。

(2) 金融機関等による顧客等の本人確認等及び貯金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下「本人確認規則」という。）第3条1号

- ① 顧客から本人確認書類（下記(3)の②, ⑦を除く。）の提示を受ける方法
- ② 顧客から本人確認書類（下記(3)の②, ⑦）の提示を受けるとともに、本人確認書類に記載されている顧客の住居にあてて、取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
- ③ 顧客から本人確認書類の送付を受けるとともに、本人確認書類に記載されている顧客の住所にあてて、取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
- ④ 顧客から本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、本人確認書類の写しに記載されている顧客の住所にあてて、取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

(3) 本人確認規則第4条第1号

- ① 取引を行うための申込書等に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
- ② 印鑑登録証明書（①の書類を除く。）、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書
- ③ 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、医療受給証、健康保険日雇特例被保険者証、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証
- ④ 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳
- ⑤ 運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード又は旅券、乗員手帳
- ⑥ ①から⑤までの書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、官公庁が写真をはり付けたもの

- ⑦ ①から⑥までの書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもの
- 2 自然人が顧客で、代理人を通じて取引する場合
本人確認法第3条第2項
金融機関は、顧客の本人確認に加え、代理人についても本人確認を行わなければならない。
- 3 法人が顧客の場合
- (1) 本人確認法第3条第1項第1号
金融機関は、顧客の運転免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で定める方法により、法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の確認を行わなければならない。
- (2) 本人確認法第3条第2項
金融機関は、顧客である法人の本人確認に加え、代表者等取引担当者についても本人確認を行わなければならない。
- (3) 本人確認規則第3条第2号
- ① 代表者等取引担当者から本人確認書類の提示を受ける方法
 - ② 代表者等取引担当者から本人確認書類の送付を受けるとともに、顧客である法人の本店、主たる事務所又は支店にあてて、取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
 - ③ 代表者等取引担当者から本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、顧客である法人の本店、主たる事務所又は支店にあてて、取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法
- (4) 本人確認規則第4条第2号
- ① 法人の登記事項証明書又は印鑑登録証明書
 - ② ①の書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された法人の書類その他これに類するもの。

第3 供託物の払渡し請求における本人確認手続の概要

1 供託規則第26条第1項

供託物の払渡しを請求する者は、供託物払渡請求書に押印された印鑑につき

市区町村長の作成した証明書を供託物払渡請求書に添付しなければならない。

2 供託規則第26条第3項第2号

払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が運転免許証、住民基本台帳カード、外国人登録証明書、その他官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（本人の写真が貼付されたものに限る。）により、その者が本人であることを確認することができるときは、上記1の第26条第1項の規定は適用しない。